

結の故郷ビジネスサポートチーム設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

大野市長 石山志保

結の故郷ビジネスサポートチーム設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内事業者が行う事業の課題の解決を図るため、市内事業者の稼ぐ力の向上につなげることを目的として、結の故郷ビジネスサポートチーム（以下「結サポ」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 結サポの所掌事務は、市内で事業を営む者（以下「市内事業者」という。）が行う事業（創業を予定している者が計画した事業を含む。）の課題の解決を目的とした相談会の開催に関することとする。

(組織)

第 3 条 結サポは、チーム員 15 人以内をもって組織する。

2 チーム員は、市内事業者が行う事業の課題の解決に必要な専門的知識及び経験を有する者であって、次に掲げるものの中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係機関及び関係団体の長から推薦を受けた者
- (2) 公募による者
- (3) 大野市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 チーム員の任期は、委嘱の日又は任命の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間とする。

4 チーム員が欠けた場合の補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(チームリーダー及び副リーダー)

第 4 条 結サポにチームリーダー 1 人及び副リーダー 1 人を置く。

- 2 チームリーダー及び副リーダーは、チーム員の互選により決定する。
- 3 チームリーダーは、チームの活動を総括する。
- 4 副リーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(相談会)

第5条 相談会は、チームリーダーが招集する。

- 2 相談会は、おおむね1月に1回開催する。

(サポートメンバー)

第6条 チームリーダーは、必要に応じて相談会の実施に必要な者をサポートメンバーとして招集することができる。

(事務局)

第7条 結サポの事務局は、大野商工会議所及び地域経済部産業政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、結サポの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。